

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第二項の任命権者が定める時間を定める訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第二項の任命権者が定める時間を定める訓令

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第二項の任命権者が定める時間は、三時間四十五分又は四時間とする。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。